

# 平成21年度土地改良区賦課金表(10a当たり)

\* 一般経常賦課金 (全受益地一律) 2,800円

\* 特別賦課金 (地域によって異なります)

## 内小友西部地区

(1) 維持管理費	1,700円
(2) 鳥越沢土地改良事業費	2,700円
(3) 九十九沢負担金	2,800円

## 内小友地区

(1) 維持管理費	4,400円
(2) 償還負担金	2,500円

## 角間川地区

(1) 維持管理費	2,300円
(2) 維持管理費(畑地分)	1,150円
(3) 償還負担金(担い手事業田圃分)	7,400円
(4) 償還負担金(担い手事業畑地分)	3,700円

## 大川西根地区

(1) 維持管理費	3,300円
(2) 償還負担金(ほ場整備大嶋野分)	4,300円

納付期限 1期 平成21年 7月31日

2期 平成21年 10月31日

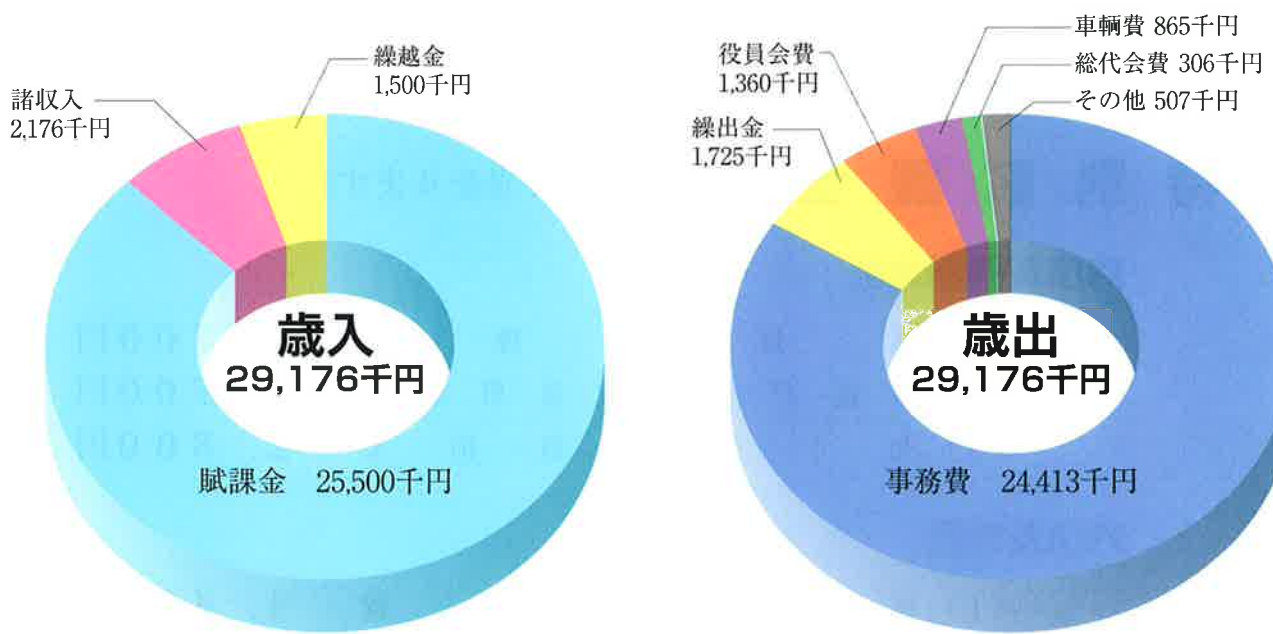
納付場所 J A秋田おばこ農協管内各支店

大仙市大曲土地改良区

土地改良法第39条、定款第29条の規定により賦課金を未納した場合は、延滞利子の14.6%が加算されます。また督促状を發せられた場合は、地方税の例により滞納処分の対象となりますので、未納のないよう早めの納付をお願いします。

★ 納入通知書を受け取ったら、賦課面積・金額を確認してください。もし間違いがあった場合には、納付期限1ヶ月前までに申し出てください。

## 平成21年度一般会計歳入歳出予算



## 平成21年度特別会計収支予算

(単位：円)

種 別		歳入予算額	歳出予算額
<b>全地区共通会計</b>			
1	財政調整基金会計	6,100,100	6,100,100
2	農地転用決済金会計	2,330,100	2,330,100
3	役員退任慰労積立金会計	975,000	975,000
4	職員退職給与積立金会計	7,922,000	7,922,000
合 計		17,327,200	17,327,200
<b>地区別特別会計</b>			
1	内小友西部地区維持管理会計	2,503,000	2,503,000
2	内小友西部地区財政調整基金会計	2,800,100	2,800,100
3	内小友地区維持管理会計	9,260,000	9,260,000
4	内小友地区転用決済金会計	1,444,000	1,444,000
5	内小友地区財政調整基金会計	4,200,400	4,200,400
6	角間川地区維持管理会計	45,300,000	45,300,000
7	角間川地区財政調整基金会計	15,503,000	15,503,000
8	角間川機械積立金会計	3,024,000	3,024,000
9	角間川繰上償還金会計	37,392,000	37,392,000
10	大川西根維持管理会計	21,400,000	21,400,000
11	大川西根財政調整基金会計	3,310,100	3,310,100
12	大川西根償還決済金会計	11,761,200	11,761,200
13	大川西根大嶋野償還積立金会計	2,925,000	2,925,000
合 計		160,822,800	160,822,800

# 各地域の土地改良施設

## (平成21年度実施及び計画)

### 維持管理事業

土地改良施設の重要性に鑑み、各地域の土地改良施設の維持管理にかかる事業並びに補修工事が計画及び予定されております。また春の農作業前にすでに実施されたものもあります。

#### ◎ 内小友地区 (中沢排水路改良工事)



施行前

内小友地区では、年次計画的に用排水路の改良工事を実施しています。これは旧来から土水路のため、用排水効率が悪いうえ、溝畔の決壊等もあることから市の補助を受けて、水路をコンクリート装工することにより通水機能の回復を図ることを目的として施工したものです。



施行後

- 中尻引 L = 260m
- 島根 L = 140m
- 中沢 L = 124m

#### ◎ 角間川地区 (大戸川頭首工)

この施設は昭和46年に国営雄物川農業水利事業により造成された施設であり、(幅15m×高さ1.8m×2門・自動転倒ゲート式) 受益面積253haへの灌漑用水として取水しています。しかし近年は経年による構造物の劣化がみられますが、現在旭川地区国営土地改良事業が計画され頭首工の改修並びに幹線水路の新設等々の調査に向けて申請中であり、平成22年度より調査が始まる予定となっています。

この国営事業により各揚水機の廃止や維持管理費削減も検討されることとなります。



# 平成19年度 財産目録

(平成20年5月31日調整)

(単位:円)

資 産 の 部			
摘 要	金 額	備 考	
1. 流動資産	31,598,836		
現金 手元在高	0		
預金 (秋田おばこ農協、秋田銀行)	29,429,802	秋田銀行、おばこ農協	
未賦課金 (H17年~H19年度)	2,169,802		
2. 特定資産	99,736,529		
財政調整基金積立見返預金	28,428,895	秋田おばこ農協	
償還決済金積立見返預金	45,988,306	〃	
農地転用積立見返預金	14,531,719	〃	
機械積立見返預金	2,647,015	〃	
役員退任慰労積立見返預金	523,880	〃	
職員退職給与見返預金	5,526,214	〃	
土地改良事業振興基金	1,840,000	秋田県土地改良連合会	
出資金 (農林中金、東北電力他)	250,500	日本政策金融公庫 他	
3. 固定資産			
不動産 (固定資産評価)			
「プレハブ敷地」	3,263,700		
備品 (車両及び事務機器他)			
合 計	134,599,065		

(単位:円)

負 債 の 部			
摘 要	金 額	備 考	
1. 長期負債	393,337,815		
農林漁業金融公庫	370,062,000	日本政策金融公庫	
秋田おばこ農業協同組合	3,366,912	秋田おばこ農協	
株式会社秋田銀行	19,908,903	(株)秋田銀行	
2. 短期負債	99,486,029		
財政調整基金積立見返預金	28,428,895		
償還決済金積立見返預金	45,988,306		
農地転用積立見返預金	14,531,719		
機械積立見返預金	2,647,015		
役員退任慰労積立見返預金	523,880		
職員退職給与見返預金	5,526,214		
土地改良事業振興基金	1,840,000		
合 計	492,823,844		

# 財務状況の公表

## 「平成19年度一般会計収支決算書」

収入一金 29,112,419円也  
 支出一金 27,499,923円也  
 収支差引残金 1,612,496円也 (翌年度へ繰越)

(歳入)

(単位：円)

科目	決算額	予算額	比較増減	付記
1 経常賦課金	25,263,427	25,592,000	△ 328,573	10a当2,800円
2 補助金	930,000	1,200,000	△ 270,000	大仙市補助
3 諸収入	837,530	708,000	129,530	雑収入
4 繰越金	2,081,462	2,000,000	81,462	
収入合計	29,112,419	29,500,000	△ 387,581	

(歳出)

科目	決算額	予算額	比較増減	付記
1 事務費	22,713,132	24,036,200	△ 1,323,068	一般事務経費
2 総代会費	236,864	306,000	△ 69,136	会議費
3 役員会費	903,874	1,360,000	△ 456,126	会議弁償費
4 委員会費	171,053	210,000	△ 38,947	会議費
5 繰出金	3,475,000	3,475,000		特別会計へ
6 予備費	0	112,800	△ 112,800	
支出合計	27,499,923	29,500,000	△ 2,000,077	

## 「平成19年度特別会計収支決算書」

(単位：円)

会計種別	歳入		歳出		次年度へ繰越
	決算額	予算額	決算額	予算額	
1 財政調整基金会計	5,800,002	5,800,100	0	5,800,100	5,800,002
2 農地転用決済金	1,733,692	1,517,200	0	1,517,200	1,733,692
3 役員退任慰労積立	1,264,380	1,255,100	740,500	1,255,100	523,880
4 職員退職給与積立	5,526,214	5,515,000	0	5,515,000	5,526,214
5 内小友西部維持管理	3,609,705	3,613,100	2,187,708	3,613,100	1,421,997
6 内小友西部財政基金	1,802,013	1,800,200	0	1,800,200	1,802,013
7 内小友維持管理	12,388,464	11,680,000	9,627,861	11,680,000	2,760,603
8 内小友財政基金	2,503,799	2,500,200	0	2,500,200	2,503,799
9 内小友転用決済金	1,569,095	1,422,000	0	1,422,000	1,569,095
10 角間川維持管理	59,493,280	48,350,000	37,912,218	48,350,000	21,581,062
11 角間川財政調整	14,000,000	14,001,000	0	14,001,000	14,000,000
12 角間川機械積立金	3,147,015	3,169,000	500,000	3,169,000	2,647,015
13 角間川繰上償還金	38,256,342	37,351,000	99,207	37,351,000	38,157,135
14 大川西根維持管理	21,917,109	21,500,000	19,863,465	21,500,000	2,053,644
15 大川西根財政基金	4,323,081	4,300,100	0	4,300,100	4,323,081
16 大川西根償還決済	11,894,128	11,411,100	665,196	11,411,100	11,228,932
17 大川西根償還積立	7,831,171	7,818,000	0	7,818,000	7,831,171
合計	197,059,490	177,488,100	71,596,155	177,488,100	125,463,335



布晒揚水機



不動尊揚水機



東部揚水機

### ◎ 大川西根地区(揚水機・パイプライン)

大川西根地区ではパイプラインによる灌漑方式となっておりますが、揚水機を含め施設は造成後35年を経過していることから老朽化が著しく、揚水機可動の設備一式に不具合が発生している状況にあります。このため施設の更新並びにパイプラインの老朽化も併せると全体的な管理計画と見直しが必要となり、現在その方向性について検討されています。



液体抵抗器の腐食状況



パイプラインの損傷と補修



液体抵抗器の代替品設置

# 農地・水・環境保全向上対策

本土地改良区の受益地内で「農地・水・環境保全向上対策事業」により、用水路、排水路、農道、耕作放棄地などの草刈り活動や水路の泥上げまたは補修活動、更には花壇やプランターなどによる景観形成活動が活発に実施されております。

また地域の圃場に関連する用排水の水質検査の実施や生態系などの調査など様々な活動も実施されています。

これは農業生産の基盤となる農地、水、環境の保全と質的向上を図ることが必要であり、農業用水等の資源については、過疎化、高齢化、混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、適切な保管理が困難となってきた現状にあることから、このため農業用排水路、ため池、農道その他多くの農村資源に対して、農業者だけでなくそこに住む地域住民みんなで多様な参画共同活動をすることで、地域全体の生活環境の保全、生態系保全、景観形成等を図ろうとするものです。



排水路の補修活動



草刈活動(ちょっと一服)



排水路の点検



休耕田を活用した環境活動(菜の花)



子供達による河川愛護



プランター植栽活動

# ご挨拶

(第七回通常総代会より)

大仙市大曲土地改良区

理事長

仲村力夫

本日は第七回通常総代会を開催しましたところ、年度末の大変お忙しいところ総代各位には出席をいただき、会議の開催ができましたことを厚く御礼申し上げます。

日頃より土地改良区の運営その他あらゆる角度から特段のご支援ご協力を賜りまして重ねて厚く御礼申し上げます。平成二十年度も土地改良区組織運営においては、お陰様で大きなトラブルもなく順調に推移しておりますが、各地域の土地改良施設は老朽化が著しく施設の更新並びに補修の補助事業等について



理事長 仲村力夫

各関係機関に説明やお願いをしている現状にあります。このため施設の維持管理その他について色々と協議を重ねる必要がありますし、平成二十一年度中には方向の結論を出すために更なる検討協議が必要となります。

さて昨年の秋には全国土地改良大会が秋田県で開催されました。この中で現状では食料問題や環境問題など多岐に涉った課題がありますが、農業を持続的に発展させることは勿論のこと、限りある資源を効率的に有効に活かすことの重要性が問われていること、更にはこれまでたくさんさんの先輩諸氏が土地改良事業を実施してきたところですが、食料・水・土などの基本は土地改良事業にあることの認識と自覚をアピールすることなどの大会宣言もなされております。また農地・水・環境保全向上対策事業は各地区とも活発に活動いただきまして感謝しているところです。

今年度は三年目となりますが、これまでの反省を踏まえまして地域別に面積等の割合に応じた予算配分とし、それぞれの地域ごとに計画を策定しながら地域の土地改良施設に対する点検や補修なども一つの共同活動と捉えていただき、地域との信頼関係が築かれると共に、農業施設の維持管理、保全を業務とする土地改良区の存在も改めて認識してもらおう機会でもあります。本日の会議では追加議案を提出させていただきたいと考えております。

内容については、議案説明の中で詳しく申し上げますが、角間川地区の頭首工も老朽化が進む状況下であり施設の改修を検討してきておりましたところ、東北農政局西奥羽調査事務所から広域のかんがい施設改修の計画が出され、併せて協議検討してきました。この計画の具体的調査の為に申請が必要であり、本日急遽ですが、追加議案として提案するものです。以上提出議案についてご審議くださるようお願い申し上げます。そして開会のあいさつとさせていただきます。

# 通常総代会

(議長・田口憲寿氏)



# 広報 土地改良区だより

編集・発行  
水土里ネット大曲  
大仙市大曲土地改良区  
大仙市大曲西根字小館10  
電話 0187-68-3031  
FAX 0187-68-3733



幹線排水路(角間川地区)

## 土地改良区の概況

受益面積	組合員数	総代数	役員数	職員数
911ha	863人	46人	理事17人 監事 3人	3人



農地・水・環境を守り育てる

### 土地改良区ロゴマーク

農業農村を取り巻く情勢が著しく変貌する中、土地改良区がこれまで果たしてきた役割、機能を改めて振り返ると共に多面的な機能の発揮など、国民が期待する新たな役割の実現に向けて、土地改良区が身近で親しみやすい組織として地域にそして広く国民に認知してもらうことを目的としています。

# こんな場合は必ず 手続をしてください

## 一、組合員資格に移動があった場合

組合員資格を有する農業経営者が農業者年金受給に伴う経営移譲をした場合には、組合員資格を喪失しますので土地改良区への届出が必要になります。

又土地の移動、更には組合員の死亡等による場合も同様に届出が必要になります。届出をするときは、組合員資格を失う人の印鑑、新たに取得する人の印鑑も必要になりますのでそのような事由がありましたら速やかに届出くださるようお願いいたします。

## 二、農地転用をする場合

農用地を宅地等へ転用する場合は農業委員会の許可が必要となりますが、申請書類として土地改良区の同意書と約定書も必要です。

この為予め土地改良区への届出と申請をしてください。

## 三、土地改良施設を使用する場合

家庭用排水や浄化槽処理水等を農業用水路に流す時は土地改良区の承認と契約が必要です。放流は排水路だけに限定しており、用水路は認めませんので、計画される時はご注意ください。

またその他土地改良施設を利用する場合にも同様に承認が必要です。

## お知らせ

農地転用する場合は、土地改良区への決済金を一括で納入することになります。

農地法第四条による転用、第五条による転用によって決済額が異なります。

平成二十一年度の決済額は次のとおりです。

### 「10アール当たり」

#### \*農地法第四条申請

經常決済金

一一〇、〇〇〇円

#### \*農地法第五条申請

經常決済金

一七五、〇〇〇円

\*その他各地域別による事業費償還金も一括決済となります。

## 農地改良の場合

農地を改良(盛土改良等)するときは、農業委員会の許可が必要です。

この改良には、道路あるいは用排水路との境界確認と盛土の工法確認をしますので、事前に土地改良区にもお知らせ下さい。

## 滞納賦課金は新しい耕作者が負担

農地の移動、売買等の場合、賦課金滞納の土地を買いますと法律の規定により、**買った人が滞納金を全部支払いをするよう義務付けられています。**

売買するときは、必ず土地改良区に賦課金の滞納があるかどうか確かめてから売買契約をするように注意して下さい。

